

熊本県公安委員会公告第 48 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による  
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8年 5月 26日

熊本県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和 8年 6月 11日 午前 8時 30分
- 2 聴聞の場所 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地  
熊本県運転免許センター聴聞・意見の聴取室(1F・109号室)